

# 土木学会論文集「特集号（海洋開発）」査読基準

2026年1月15日  
海洋開発委員会論文査読小委員会

本査読基準は、土木学会論文集「特集号（海洋開発）」の査読に関する事項を示したもので、審査の結果、採択された和文原稿は、「土木学会論文集、Vol. 82, No. 18」特集号（海洋開発）としてJ-Stage上に掲載されます。また、採択された英文原稿は、「Journal of JSCE Special Publication」としてJ-Stage上に掲載されます。

## 1. 査読の目的

本特集号は、「海洋の開発・保全に関する技術情報」および「海洋の開発・保全に関する技術情報」発信の一環として発刊される技術論文集です。したがって、投稿原稿（論文、報告）が本特集号に掲載される技術論文原稿としてふさわしいものであるか判定するための資料を提供することを目的として、査読を行います。

## 2. 査読体制

海洋開発委員会論文査読小委員会により行います。査読委員は、小委員長により委嘱されます。

## 3. 査読にあたっての注意

査読委員は、当該原稿が公表前の研究・技術成果あるいは報告等であることに十分留意し、原稿の内容について秘密を守り、投稿者の権利を確実に保護しなければなりません。したがって、査読は、査読委員が個人として行うものであり、他人に当該原稿を見せたり、あるいは原稿内容を話して意見を聞くようなことをしてはなりません。

## 4. 査読方法

本特集号に登載される原稿は2段階査読（第1次・第2次）を経て決定されます。

### （1）第1次査読

提出された要旨原稿1編につき査読委員3名による査読を行います。その評価結果に基づき、別途設けられる論文集編集小委員会により登載候補原稿を判定します。

### （2）第2次査読

第1次査読で選定された登載候補原稿について本原稿の提出を依頼します。提出された原稿1編につき査読委員3名による全文査読を行います。その評価結果に基づき、論文集編集小委員会により登載の可否を判定します。

## 5. 査読評価

査読委員は、査読にあたり、投稿原稿がその分野においていかなる位置づけにあるか、研究、技術成果の貢献度が大きいか等の点について、以下の項目に照らして客観的に評価します。なお、査読に伴って見出された疑義や不明な事項については確認あるいは修正依頼をすることがあります、原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものと考えます。

## 5.1 原稿区分

原稿区分および内容は一般セッション課題、特別セッション指定課題ともに、次のとおりとします。

### a) 論文

理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること。

### b) 報告

調査・計画・設計・施工・現場計測などの報告で、技術的・工学的に有益な内容を含むもの。

## 5.2 評価項目

- (1) 有用性：内容が工学上、工業上、その他実用上何らかの意味で技術的価値があること。たとえば、以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価されます。
- a) 主題、内容が時宜を得て有用である。
  - b) 研究・技術の応用性、有用性、発展性が認められる。
  - c) 研究・技術の成果が有用な情報を与えている。
  - d) 実験・実測のデータで研究、工事などの参考として寄与する。
  - e) 研究・技術の成果は実務に取り入れられる価値を持っている。
  - f) 本原稿を掲載することは会員および読者にとって技術的に益するところが大きい。
  - g) 今後の研究、実験、調査、計画、設計、工事に取り入れる価値がある。
  - h) 技術的問題の提起、技術的試論またはそれに対する技術的意見として有用である。
  - i) 新しい数表・図表で応用に便利である。
- (2) 信頼度：内容に重大な誤りが無く、また読者から見ても信用の置けるものであること。次のような点についても留意します。
- a) 重要な文献が落ちなく引用され、公平に評価されている。
  - b) 従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれている。
  - c) 実験や解析の条件が明確に記述されている。
- (3) 新規性：内容が公知・既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。たとえば以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価されます。
- a) 主題、内容、手法に独創性がある。
  - b) 学界、社会に問題を提起している。
  - c) 現象の解明に貢献している。
  - d) 計画、設計、工事等について創意工夫に満ちた技術的検討、経験が提示されている。
  - e) 困難な研究・技術的検討をなしとげた成果が盛られている。
  - f) 時宜を得た主題について総合的に整理し、新しい技術的知見と見解を示している。
- (4) 速報性：内容の完成度や緻密さよりもむしろ、早期に発表することに技術的価値があること。たとえば、以下に示すような事項に該当する場合は速報性があると評価されます。
- a) 緊急の災害・事故に関する調査結果を報告している。
  - b) 開始目前もしくは進行中のプロジェクトについて、技術的問題を提起している。
  - c) 新しい学術的・技術的成果を含んでおり、その発表を早めることが学界、社会に貢献すると判断される。
  - d) 時宜を得た主題について、早急に必要とされる新しい技術的知見と見解を示している。
  - e) 学界、社会に緊急に解決すべき技術課題を提起している。

f) 学界, 社会が緊急に必要とする技術情報を提供している.

## 6. 判定

### 6.1 第1次査読

各査読委員は, 5.2の各項の評価と, 現在までの「特集号(海洋開発)」に掲載された原稿を参考にして, 「第2次査読に進むべき」

「第2次査読に進むべき(軽微なコメントあり)」

「第2次査読に進んでも良い(大幅な修正が必要なコメントあり)」

「第2次査読に進むべきではない(要: 判定理由)」

の4段階で評価します. ただし, 5.2の各項の評価のうち, 1つでも問題があると評価されれば直ちに「第2次査読に進むべきではない」と判定されるものではありません. 少少の疑義, 疑問な点や完成度に若干の問題があつても学術や技術の発展に寄与する内容があるものは第2次査読に進むように配慮します. 特に, 有用性と速報性については十分な配慮が必要と考えます.

上記の4段階の評価を行うとともに, その理由を記述してください. 「第2次査読に進むべき」の判定を行う場合にも, 完成度を高める場合など必要に応じた適切な指導的コメントや内容の優れた点のコメントを付してください. また, 「第2次査読に進むべきではない」の判定を行う場合には, 将来の学術・技術の発展に向けた示唆に富んだ指導的なコメントを付すものとします.

登載候補原稿としての可否の判定は, 査読委員3名の査読結果に基づいて論文集編集小委員会で行います. 評価方法は以下のとおりです.

- 査読委員3名がいずれも「第2次査読に進むべき」あるいは「第2次査読に進んでも良い」としていれば原則として登載候補とします.
- 査読委員1名が「第2次査読に進むべきではない」とした場合には, 論文集編集小委員会での審議により登載候補原稿としての可否の判定を行います.
- 査読委員2名以上が「第2次査読に進むべきではない」とした場合には, 論文集編集小委員会にて確認後, 不登載とします.

### 6.2 第2次査読

登載候補原稿となったものについては, 本原稿の提出を求め, 全文査読審査を行います. 第1次査読と同様, 5.2の各項の評価と現在までの「特集号(海洋開発)」に掲載された原稿を参考にして,

「登載可」

「軽微な修正が必要」

「大幅な修正が必要」

「登載不可(要: 判定理由)」

の4段階で評価します. ただし, 5.2での各項の評価のうち, 1つでも問題があると評価されれば直ちに「登載不可」と判定されるものではありません.

登載可否の判定は, 3名の査読結果に基づいて論文集編集小委員会で行います. 評価方法は以下のとおりです.

- 査読委員3名にいずれも「登載不可」がなければ原則として登載可とします.
- 査読委員1名が「登載不可」の場合には, 論文集編集小委員会での審議により登載の可否の判定を行います.
- 査読委員2名以上が「登載不可」とした場合には, 論文集編集小委員会にて確認後, 不登載とします.

また、第2次査読では必要に応じて著者への問合せや内容の修正依頼を行います。この場合、完成度については、論文や報告としての体裁をなしていないなど修正依頼だけでは対応できないような著しく完成度の低いものを除き、修正依頼時に適切な指導をするものとします。「登載不可」の判定を行う場合にも将来の学術・技術の発展に向けた示唆に富んだ指導的なコメントを付すものとします。

なお、第2次査読以降の修正回答等については以下のような手続きをとります。「登載可」と判定された場合でも、査読委員からの修正意見があれば、修正依頼を行います。修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは、論文集編集小委員会で判定いたします。回答が十分でない場合は、登載を取り消すことがあります。また、提出期限までに原稿が提出されなかった場合や書類に不備があった場合も、登載を取り消すことがあります。

## 7. 「登載不可」とする判断基準

以下に示す諸項目は、論文集編集小委員会が「登載不可」と判断する基準にしているものです。

### I. 誤り

- a) 考え方に客観的・本質的な誤りがある。
- b) 計算・データ整理に誤りがある。
- c) 現象の解析にあたり、明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている。
- d) 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている。
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる。

### II. 既発表

- f) 明らかに既発表とみなされる。
- g) 連載形式で論文が構成されており独立した論文、報告と認めがたい。
- h) 他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して論文の基本が構成されている。

### III. レベルが低い

- i) 通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない。
- j) 少数の有用な資料は含んでいても論文、報告にするほどの価値は全く見られない。
- k) 論文、報告にするには明らかに研究・技術的検討等がある段階まで進展していない。
- l) 着想が悪く、当然の結果しか得られていない。
- m) 研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、全く意義を持たない。

### IV. 内容全体・方針

- n) 政策的な意図、あるいは宣伝の意図がきわめて強い。
- o) きわめて片寄った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている。
- p) 理論的または実証的な論文、あるいは事実に基づいた報告でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない。
- q) 私的な興味による色彩がきわめて強く、論文集に掲載するには問題が多い。
- r) 学会としての本来の方針、目的に一致していない。
- s) 第1次査読原稿と第2次査読原稿で内容に大きく違いが見られる。（第2次査読時）

以上